

量表についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表

○量表についての製造業者等の認定の技術的基準（平成19年10月31日農林水産省告示第1353号）

（下線部分は改正部分）

新（平成25年4月1日農林水産省告示第808号）	旧
<p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準</p> <p>一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設</p> <p>1 製造施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機械器具 均衡した能力を有し、<u>かつ</u>、連続した生産が可能な機械器具であること。</p> <p>2 保管施設 原材料、資材及び製品の品質が良好に保持できる適当な広さの<u>施設</u>であること。</p> <p>3 品質管理施設 <u>二の2の内部規程に従い品質管理（外注管理（製造、検査又は設備の管理の一部を外部の者に行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理をいう。）を含む。以下同じ。）を行うために必要な機械器具を備えている施設であること。</u></p> <p>4 格付のための施設 <u>次に掲げる機械器具を備えているほか、検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設であること。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあつては、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 品質管理を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 品質管理担当者の資格及び人数 品質管理担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) い草の生産若しくはい草製品の製造又はこれらの試験研究に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>2 品質管理責任者 品質管理責任者として、品質管理担当者の中から、認定機関が指定する講習会（以下「講習会」という。）において量表に係る品質管理に関する課程を修了した者が1人選任されていること。</p> <p>四 格付の組織及び実施方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 格付の実施方法</p> <p>(1) 次に掲げる事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。ただし、<u>イ及びオ</u>に掲げる事項については、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。</p> <p>ア～ク (略)</p>	<p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準</p> <p>一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設</p> <p>1 製造施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機械器具 均衡した能力を有し、連続した生産が可能な機械器具であること。</p> <p>2 保管施設 原材料、資材及び製品の品質が良好に保持できる適当な広さの<u>保管施設</u>であること。</p> <p>3 品質管理施設 内部規程に従い品質管理（外注管理（製造、検査又は設備の管理の一部を外部の者に行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理をいう。）を含む。以下同じ。）を行うために必要な機械器具を<u>備えていること。</u></p> <p>4 格付のための施設 <u>次に掲げる機械器具を備えているとともに、検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設であること。ただし、これらの機械器具にあつては、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 品質管理を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 品質管理担当者の資格及び人数 品質管理担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) い草の生産若しくはい草製品の製造又はこれらの試験研究に3年以上従事した経験を有するもの</p> <p>2 品質管理責任者 品質管理責任者として、品質管理担当者の中から、認定機関が指定する講習会（以下「講習会」という。）において量表に係る品質管理に関する課程を修了した<u>もの</u>が1人選任されていること。</p> <p>四 格付の組織及び実施方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 格付の実施方法</p> <p>(1) 次に掲げる事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。ただし、<u>イ、オ及びキ</u>に掲げる事項については、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。</p> <p>ア～ク (略)</p>

(2) 五の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、認定機関が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講しているものを置かずに、試料の検査を第三者に委託する場合にあつては、量表の試料の検査を適正に行い得る機械器具及び人員を備える者（役員、構成員又は職員の構成が試料の検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）と委託契約を締結し、格付のための試料の検査を行わせ、かつ、当該試料の検査の結果に基づき格付を行うこと。

(3) (略)

#### 五 格付を担当する者の資格及び人数

##### 1 格付検査担当者

格付検査担当者として、次のいずれかに該当する者であつて、認定機関が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが1人以上置かれていること。

(1)・(2) (略)

(3) い草若しくはい草製品の検査又はこれらの試験研究に5年以上従事した経験を有する者

##### 2 格付責任者

格付責任者として、格付検査担当者であつて、かつ、三の2に規定する品質管理責任者以外の者の中から、講習会において量表の格付に関する課程を修了した者が1人選任されていること。

##### 3 格付担当者

格付のための試料の検査を自ら行わない場合にあつては、格付検査担当者及び格付責任者に代えて、格付担当者として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であつて、講習会において量表の格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていること。

#### 第二 販売業者、輸入業者又は輸出業者の認定の技術的基準

##### 一 (略)

##### 二 品質管理の実施方法

1 三の2に規定する品質管理責任者に、販売業者、輸入業者又は輸出業者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の2第1項第2号に規定する外国製造業者等のうち輸出することのみを業とする者をいう。）（以下「販売業者等」という。）の認定に係る工場又は事業所（以下「工場等」という。）における第一の二の1に規定する職務を行わせていること。

2 (略)

3 次に掲げる事項について、工場等の管理の実施方法に関する規程（以下「管理規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

(1)～(3) (略)

(4) 格付のための試料の検査を自ら行わない場合であつて、格付担当者を補佐する者を工場等に置く場合の当該者の監督に関する事項

(5) (略)

4 (略)

##### 三 品質管理を担当する者の資格及び人数

##### 1 品質管理担当者

品質管理担当者として、第一の三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者が工場等に1

(2) 五の1に規定する格付検査担当者の資格を有する者を置かずに、試料の検査を第三者に委託する場合にあつては、量表の試料の検査を適正に行い得る機械器具及び人員を備える者（役員、構成員又は職員の構成が試料の検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）と委託契約を締結し、格付のための試料の検査を行わせ、かつ、当該試料の検査の結果に基づき格付を行うこと。

(3) (略)

#### 五 格付を担当する者の資格及び人数

##### 1 格付検査担当者

格付検査担当者として、次のいずれかに該当し、かつ、認定機関の指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講している者が1人以上置かれていること。

(1)・(2) (略)

(3) い草若しくはい草製品の検査又はこれらの試験研究に5年以上従事した経験を有するもの

##### 2 格付責任者

格付責任者として、格付検査担当者であつて、かつ、三の2に規定する品質管理責任者以外の者から講習会において量表の格付に関する課程を修了したものが1人選任されていること。

##### 3 格付担当者

格付のための試料の検査を自ら行わない場合にあつては、格付検査担当者及び格付責任者に代えて、格付担当者として、三の1の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する者であつて、講習会において量表の格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていること。

#### 第二 販売業者、輸入業者又は輸出業者の認定の技術的基準

##### 一 (略)

##### 二 品質管理の実施方法

1 三の2に規定する品質管理責任者に、販売業者、輸入業者又は輸出業者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の2第1項第2号に規定する外国製造業者等のうち輸出することのみを業とする者をいう。）（以下「販売業者等」と総称する。）の認定に係る工場又は事業所（以下「工場等」と総称する。）における第一の二の1に規定する職務を行わせていること。

2 (略)

3 次に掲げる事項について、工場等の管理の実施方法に関する規程（以下「管理規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

(1)～(3) (略)

(4) 格付のための試料の検査を自ら行わない場合であつて、格付担当者を補佐する者を工場等に置く場合の格付担当者を補佐する者の監督に関する事項

(5) (略)

4 (略)

##### 三 品質管理を担当する者の資格及び人数

##### 1 品質管理担当者

品質管理担当者として、第一の三の1に規定する資格を有する者が工場等に1人以上置かれ

人以上置かれていること。なお、品質管理担当者は、工場等の従業員から指名することができるものとする。

2 品質管理責任者

品質管理責任者として、第一の三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において畳表の品質管理に関する課程を修了したものが販売業者等に1人以上置かれていること。

四 (略)

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付検査担当者

格付検査担当者として、第一の五の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、認定機関が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが販売業者等に1人以上置かれていること。

2 格付責任者

格付責任者として、格付検査担当者であって、かつ、三の2に規定する品質管理責任者以外の者の中から、講習会において畳表の格付に関する課程を修了した者が1人選任されていること。

3 格付担当者

格付のための試料の検査を自ら行わない場合にあつては、格付検査担当者及び格付責任者に代えて、格付担当者として、第一の三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において畳表の格付に関する課程を修了したものが販売業者等に1人以上置かれていること。ただし、工場等において格付の一部（試料の抽出等）を行う必要があると認められるときは、工場等に格付担当者を補佐する者として、第一の三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において畳表の格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていること。

ていること。なお、品質管理担当者は、工場等の従業員から指名することができるものとする。

2 品質管理責任者

品質管理責任者として、第一の三の1に規定する資格を有する者であって、かつ、講習会において畳表の品質管理に関する課程を修了したものが販売業者等に1人以上置かれていること。

四 (略)

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付検査担当者

格付検査担当者として、第一の五の1に規定する資格を有する者が販売業者等に1人以上置かれていること。

2 格付責任者

格付責任者として、格付検査担当者の中から、講習会において畳表の格付に関する課程を修了したものが1人選任されていること。ただし、格付責任者は、三の2に規定する品質管理責任者以外の者でなければならない。

3 格付担当者

格付のための試料の検査を自ら行わない場合にあつては、格付検査担当者及び格付責任者に代えて、格付担当者として、第一の五の3に規定する資格を有する者が販売業者等に1人以上置かれていること。ただし、工場等において格付のための試料の検査の一部（試料の抽出等）を行う場合等必要があると認められるときは、工場等に格付担当者を補佐する者として、第一の五の3に規定する資格を有する者を1人以上置くこと。